

～インボイスの登録が決まっている会員さん向けに登録申請会を開催致します。～

インボイス制度登録申請会開催のご案内

令和5年10月1日から
[適格請求書等保存方式(インボイス制度)]が
導入されます。

※適格請求書(インボイス)は登録事業者のみ
交付することができます。

インボイスを交付する事業者となるには
事前に登録申請が必要です！

【インボイスの登録が決まっている会員さん向け】に下記要領で登録申請会を開催致します。完全予約制で実施しますので、ご都合の良い日時をお電話にてお申込み下さい。☎0596-26-0016

- 日時 9月26日(月)～9月30日(金)《完全予約制》
①13:30～ ②14:00～ ③14:30～ ④15:00～ ⑤15:30～ ⑥16:00～
※予約の際、ご希望の時間①～⑥をお伝えください。
- 内容 インボイスの登録が決まっている会員さん向けに、申請のサポートをさせていただきます。
- 持ち物 マイナンバーカード、過去の決算書及び申告書の綴り(青いファイル)
- 場所 伊勢青色申告会 事務所
- 注意事項
 - ・免税事業者が登録をすると、消費税の課税事業者となり、消費税の申告が必要になります。登録を検討中の方は、今回のお申込みはお控え下さい。
 - ・予約時間は厳守でお願いします。
 - ・マスク着用の上、体調を充分考慮しお越し下さい。

〒516-0037伊勢市岩淵1-7-17 伊勢商工会議所内2F

伊勢青色申告会

☎0596-26-0016